

Title	ラインナップ手続きにおいて比較判断の後に絶対判断を行うことの効果
Sub Title	The effect of making an absolute judgment after a relative judgment in lineups
Author	三浦, 大志(Miura, Hiroshi) 伊東, 裕司(Itō, Yūji)
Publisher	三田哲學會
Publication year	2020
Jtitle	哲學 (Philosophy). No.144 (2020. 3) ,p.143- 157
JaLC DOI	
Abstract	Eyewitness identification procedures can be divided into two types : showups and lineups. Although the risk of misidentification in lineups is supposed to be less than that in showups, experimental studies comparing both procedures have not shown that risk in lineups is less. This may be because relative judgments are made in lineups while absolute judgments are formed in showups. Taking this into consideration, we predicted that making an absolute judgment after a relative judgment in lineups decreases false identification, and we conducted the following experiment. A total of 177 undergraduate students performed a photo identification in a showup, a standard lineup, or a 2-step lineup, in which they made an absolute judgment after a relative one. The result showed that the false identification rate in 2-step lineups was less than that in standard lineups. Moreover, the rate of dangerous false identification of an innocent suspect in 2-step lineups was less than that in showups. These results suggest that making an absolute judgment after a relative one decreases false identifications and can reduce false convictions in criminal cases.
Notes	特集 : 伊東裕司教授 退職記念号 寄稿論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000144-0143

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ラインナップ手続きにおいて比較判断の 後に絶対判断を行うことの効果

三浦大志*・伊東裕司*

The Effect of Making an Absolute Judgment After a Relative Judgment in Lineups

Hiroshi Miura and Yuji Itoh

Eyewitness identification procedures can be divided into two types: showups and lineups. Although the risk of misidentification in lineups is supposed to be less than that in showups, experimental studies comparing both procedures have not shown that risk in lineups is less. This may be because relative judgments are made in lineups while absolute judgments are formed in showups. Taking this into consideration, we predicted that making an absolute judgment after a relative judgment in lineups decreases false identification, and we conducted the following experiment. A total of 177 undergraduate students performed a photo identification in a showup, a standard lineup, or a 2-step lineup, in which they made an absolute judgment after a relative one. The result showed that the false identification rate in 2-step lineups was less than that in standard lineups. Moreover, the rate of dangerous false identification of an innocent suspect in 2-step lineups was less than that in showups. These results suggest that making an absolute judgment after a relative one decreases false identifications and can reduce false convictions in criminal cases.

* 慶應義塾大学

Corresponding author: Hiroshi, Miura, hmiura@ks.kyorin-u.ac.jp

刑事判決は、有罪であるという基準を厳しくすれば犯罪者の取り逃がしが増え、逆に基準を緩くすれば冤罪が増えるというジレンマを抱えている。しかし、無実の人物を有罪であるとしてしまう冤罪は、最も避けなければならない事態である。なぜなら、冤罪は無実の人物を不当な罰により拘束すると同時に、当該事件の本当の犯罪者を取り逃がしてしまっているからである。つまり、冤罪は個人的被害と社会的被害の両方を生み出しており、無罪判決による取り逃がしより個人的被害の分だけダメージの総和が大きいのである。

裁判官や警察官、警察署長のうちのほとんどは、誤った判決は存在しない、またはあっても自分の管轄内ではごくわずかであると考えている (Ramsey & Frank, 2007)。しかし、冤罪を被った人物を DNA 鑑定によって救済する機関であるイノセンスプロジェクトは、1989 年から 2019 年 11 月 24 日までに、377 件もの冤罪を明らかにしている (Innocence Project, 2019)。DNA 鑑定が不可能な事件も存在することや、この機関の活動限界を勘案すると、雪冤が叶わない潜在的な冤罪事件も相当数存在すると考えられる。多くの冤罪の原因となっているのが、目撃者による人物の誤同定である。Wells, Small, Penrod, Malpass, Fulero, & Brimacombe (1998) は、アメリカ合衆国で DNA 鑑定によって無罪が証明された最初の 40 の事件のうち、90% の事件で目撃者による人物の誤同定がなされていたことを示している。この傾向は近年も同様であり、イノセンスプロジェクトが明らかにした冤罪のうち、およそ 71% に目撃者による誤同定が関連している (Innocence Project, 2019)。

目撃者が同定を行う際は、直接または写真やビデオ等の媒体によって人物を提示され、その人物が目撃した人物か否かを回答する。人物同定の方法は、単独面通し手続きとラインナップ手続きの 2 種類に大別される。単独面通し手続きでは 1 名の人物を提示するのに対し、ラインナップ手続きでは複数名を提示する。ラインナップは 1 名の被疑者と何名かの確実に無

実である人物（フォイル）で構成される。単独面通し手続きは、冤罪に繋がる危険な誤同定がなされやすいと考えられている。ラインナップ手続きでは、信頼性の低い目撃者が当て推量でいずれかの人物を選択しても、フォイルを選択した場合は冤罪に繋がらない。一方単独面通し手続きでは、提示されるのは被疑者1名のみであり、当て推量による人物再認がそのまま冤罪に繋がる危険性があるためである（Stebly, Dysart, Fulero, & Lindsay, 2003）。Kassin, Tubb, Hosch, & Memon（2001）は、調査に参加した目撃証言研究者の74%が「ラインナップ手続きの代わりに単独面通し手続きを用いると、誤同定の危険性が増す」と認識していることを報告した。また、実務場面においても単独面通し手続きの危険性は認知されている。例えばイギリスでは、捜査において単独面通し手続きは例外的な場合でない限り用いないようガイドラインで規定されている（大出, 1997）。

単独面通し手続きとラインナップ手続きを比較した実験研究も行われている。このような研究では通常、手続き要因（単独面通し・ラインナップ）の他にターゲット要因（ターゲットあり・ターゲットなし）を設ける。この要因を設けることで、犯人が写真帳に存在する条件としない条件の両方を検討する。ターゲットなし条件の写真帳には、犯人の代わりに無実の被疑者（innocent suspect: IS）を布置する。ラインナップ条件においては、犯人またはISの他に数名のフォイルを布置する。実験場面のラインナップ手続きにおけるISとフォイルは犯人でないという点で等質であるが、ISとフォイルを区別するのは、無実の被疑者を含んだラインナップ手続きが実行される現実場面を模しているためである。また、ISを設定することで、単独面通し手続きとラインナップ手続きの危険性を直接比較することが可能になる。現実場面でのラインナップ手続きにおいて、フォイルの選択は目撃者の誤りであるとみなされる一方で、ISの選択は目撃者の誤りであるとはみなされない。したがって、実験場面のIS選択率を「危険な誤同定率」とみなすことができる。この率を比較すること

で、両手続きの危険性を比較検討できる。ターゲットあり条件において犯人を正しく同定した率（正同定率）や、ターゲットなし条件において誰かを選択した率（誤同定率）も、人物同定手続きの検討の際に用いられる。

先述のように、単独面通し手続きの危険性は研究者によって、また実験場面において言及されている。しかし、両手続きを比較した実験研究は、ラインナップ手続きの優位性を一貫して示しているとはいえない。両手続きを比較した研究は複数あるが（Beal, Schmitt, & Dekle, 1995; Dekle, 2006; Dekle, Beal, Elliott, & Huneycutt, 1996; Gonzalez, Ellsworth, & Pembroke, 1993; Lindsay, Pozzulo, Craig, Lee, & Corber, 1997; 三浦・伊東, 2016; Yarmey, Yarmey, & Yarmey, 1994, 1996), これらの研究のうち、すべての条件において単独面通し手続きがより危険であると示した研究はない。いくつかの研究（Lindsay et al., 1997; Yarmey et al., 1996）が、限定された条件において単独面通し手続きの危険性を示しているものの、この手続きの危険性に関する実験的な証明は不十分である。Stebly et al. (2003) は単独面通し手続きとラインナップ手続きを比較した研究のメタ分析を行っているが、危険な誤同定率は単独面通し手続きが15%, ラインナップ手続きが10%であった。フォイルを選択した場合を除いて算出した危険な誤同定率は単独面通し手続きが15%, ラインナップ手続きが16%であったことも総合して、彼女らは両手続きの危険性に大きな違いはないと主張している。

三浦・伊東（2016）は、「写真帳の中に犯人がいるであろう」という暗示の強さを操作して、単独面通し手続きとラインナップ手続きの比較を行っている。単独面通し手続きの危険性が実験研究で示されないのは、実験場面における暗示の強さが現実場面と比べて低いのが原因である（これは実験だから、写真帳の中に犯人がいる場合もあるしいない場合もあるだろうと考えてしまう）と推測し暗示の強さを変数としている。しかし彼らの研究は、単独面通し手続きの優位性を示した。両手続きの危険な誤同定

率に差はなく、正同定率は単独面通し手続きの方が、誤同定率はラインナップ手続きの方が高かった。また、単独面通し手続きは暗示の強さの影響を受けないが、ラインナップ・ターゲットなし条件における誤同定率は、暗示の弱い条件より強い条件の方が高い傾向にあった。三浦・伊東(2016)および諸先行研究を総合すると、ラインナップ手続きの危険性は単独面通し手続きと比べて低いとはいえない。強い暗示によって誤同定率が上昇するラインナップ手続きは、一般に暗示が強いであろう現実場面ではむしろ、正当性の低い手続きであるかもしれない。

実験研究が示すラインナップ手続きの劣位性は、単独面通し手続きでは絶対判断がなされているのに対し、ラインナップ手続きでは比較判断がなされている場合が多いことに起因すると考えられる(三浦・伊東, 2016; Steblay et al., 2003)。絶対判断は、記憶の中の犯人と写真帳の人物の一致度がある水準を超えた場合に、その人物を犯人であると報告することである。一方比較判断は、写真帳の人物を比較し、記憶の中の犯人に相対的に一番似ていると思われる人物を犯人であると報告することである(Wells, 1984)。比較判断を行うと、絶対判断を行う場合と比べて正確性が低下する(Clark, Erickson, & Breneman, 2011)。ラインナップ手続きはフォイルの存在によって信頼性の低い目撃者を排除できるという構成上の利点を有しているにもかかわらず、その優位性が実証されていない。これは、比較判断が行われることによる正確性の低下が構成上の利点を相殺してしまっているためであると考えられる。提示人物が1名のみで比較対象がおらず絶対判断を行わざるを得ない単独面通し手続きと異なり、比較対象が存在するラインナップ手続きではどうしても比較判断をしがちである。複数名の人物を1名ずつ順番に提示して犯人か否かを問う継時ラインナップ手続き(レビューとして, Steblay, Dysart, & Wells, 2011)も考案されているが、この方法も結局、提示が後半になるにしたがって前に提示された人物との比較がなされてしまう。ラインナップ手続きにおいて比較判断が

ラインナップ手続きにおいて比較判断の後に絶対判断を行うことの効果

行われることは、複数の人物が提示されている以上避けられないであろう。

継時ラインナップ手続きを扱ったこれまでの研究は、比較判断を防ぐことを企図していた。しかし、ラインナップ手続きにおける誤同定率の上昇は、比較判断が行われていることではなく絶対判断が行われていないことに起因すると考えられる。つまり、相対的に写真帳の中で一番犯人に似ている人物を、その人物の類似度が一定の水準を超えているかという判断をせずに報告してしまうことに問題がある。したがって、ラインナップ手続きにおいて誤同定率を減少させるためには、比較判断を行わせないことではなく、絶対判断を行わせることが重要であると考えられる。比較判断を防ごうとすることが絶対判断を行うことに繋がらないのであれば、比較判断を取ってさせた上で、その後に絶対判断もさせるという方法を採用すれば、ラインナップ手続きにおいて絶対判断を行う割合が高まる可能性がある。しかし、このような試みは実験研究においても司法現場においてもあまり行われていない。

そこで本研究では、比較判断を行わせた後に絶対判断を行わせるという方法を用いて、ラインナップ手続きの正確性について検討を行った。この方法を用いた条件は、通常のラインナップ手続きを行う条件に比べて誤同定率が減少することが予測された。

方法

実験参加者と実験計画

法学部設置の授業「心理学」を受講する18歳から42歳 ($M=19.17$) の大学生177名（男115名・女60名・不明2名）が実験に参加した。実験は、同授業名同内容で開講された2クラスの受講生（重複はない）に対してそれぞれ、授業の一環として授業内で一斉に行われた。本研究は慶應義塾大学文学部研究倫理委員会の承認を得て行われた。

実験は、ターゲット要因（ターゲットあり・ターゲットなし）と手続き要因（2段階ラインナップ・統制ラインナップ・単独面通し）の2要因実験参加者間計画で行われた。参加者は各条件に無作為に振り分けられた。

材料

男性が犯人である置き引き事件を模した40秒間のビデオを用いた。ビデオは、フリースペースで作業をしていた女性がバックを机上に置いたままトイレに立ち、そのバッグの中から、男性が財布を抜き取って立ち去る姿を固定カメラで撮影したものであった。これは三浦・伊東（2016）と同様の内容であったが、この研究が個別実験であったのに対して本研究が集団実験であったことを勘案し、先行研究より犯人の顔の視認性が高いものを使用した。

また、条件ごとに4種類の写真帳を作成した。2段階ラインナップ・ターゲットあり条件および統制ラインナップ・ターゲットあり条件は、犯人（ターゲット）の写真と5名のフォイルで写真帳を構成した。2段階ラインナップ・ターゲットなし条件および統制ラインナップ・ターゲットなし条件は、犯人でないが被疑者とされた人物（IS）の写真ターゲットの代わりに布置し、写真帳を構成した。6枚の写真を2行×3列で1枚の写真用紙にカラー印刷して番号を振り、ターゲットまたはISの写真配置は左下（4番）に固定した。単独面通し・ターゲットあり条件は、写真帳はターゲットの写真1枚のみで構成した。単独面通し・ターゲットなし条件は、写真帳はISの写真1枚で構成した。人物の写真は顔と頭髮のみになるようPhotoshop（Adobe, CS4 ver. 11.0）で加工した。写真帳は三浦・伊東（2016）と同様のものではあった。

手続き

はじめに、教室内のスクリーンにビデオを提示した。提示の際は、「見

ラインナップ手続きにおいて比較判断の後に絶対判断を行うことの効果

て下さい」とのみ教示した。次に、5分間の挿入課題（一般知識問題）を課し、その後人物同定に関する教示を行った。まず、ビデオで提示された事件の目撃者として人物同定をおこなって欲しい旨を教示した。また、Greathouse & Kovera (2009) のバイアスのない教示にしたがって、提示された写真帳の中に犯人はいないかもしれない旨、いないと思った場合は「いない」に丸をつけて欲しい旨を教示した。2段階ラインナップ条件ではさらに、「まず写真帳の中から犯人にもっとも似ている人を選定し、それからその人物が犯人であるかを決定して欲しい」旨を教示した。この条件では、実験参加者は配布された質問冊子で写真を見た後、「誰が犯人に一番似ているか」を1番から6番の6名より1名選択した（比較段階）。つづいて「提示された写真の中に犯人はいたか」を1番から6番の6名および「いない」の7肢より選択した（絶対段階）。統制ラインナップ条件では、「誰が犯人に一番似ているか」という質問はなされず、「提示された写真の中に犯人はいたか」を7肢から回答した。単独面通し条件では、提示された写真がビデオで見た犯人であるかを「はい」「いいえ」の2肢で回答した。人物同定を行った後に、「ビデオで犯人の顔を見た時間」についてなどいくつかの補足的な質問がなされたが、結果は省略する。

結果

収集したデータのうち、1つ以上回答がなされていない質問項目があった9名分を分析から除外した。さらに、「ビデオで犯人の顔を見た時間」の項目に0秒と回答した2名分も分析から除外した。最終的に、2段階ラインナップ・ターゲットあり条件30名、2段階ラインナップ・ターゲットなし条件32名、統制ラインナップ・ターゲットあり条件26名、統制ラインナップ・ターゲットなし条件26名、単独面通し・ターゲットあり条件28名、単独面通し・ターゲットなし条件24名の、計166名分のデータを分析対象とした。

2段階ラインナップ条件の比較段階は、絶対段階において絶対判断を行ってもらうために設けられた。絶対段階で「いない」以外を選択した参加者は、比較段階でも同じ人物を選択したことが想定された。本実験の結果は例外なくこの想定の通りであった。また、未回答項目があり分析から除外した参加者の中に、比較段階または絶対段階の人物同定が未回答であった者はいなかった。これらの結果から、2段階ラインナップ条件の教示が一定程度理解されていると判断し、この条件の絶対段階を他の条件と比較することとした。

条件ごとに絶対段階における各選択肢の選択率を算出した（表1）。正同定率に関して、2段階ラインナップ・ターゲットあり条件（.23）と統制ラインナップ・ターゲットあり条件（.42）を比較したところ、有意な差は見られなかった（ $\chi^2(1, n=56)=2.30, ns$ ）。単独面通し・ターゲットあり条件（.43）も、2段階ラインナップ・ターゲットあり条件、統制ラインナップ・ターゲットあり条件との間に有意な差は見られなかった（それぞれ、 $\chi^2(1, n=58)=2.51, ns$, $\chi^2(1, n=54)=0.002, ns$ ）。

誤同定率は、2段階ラインナップ・ターゲットなし条件（.56）は統制ラインナップ・ターゲットなし条件（.81）に比べて有意に低かった（ $\chi^2(1,$

表1. 条件ごとの、人物同定の選択肢の選択率。

条件	選択肢		
	ターゲット/ IS/はい	いない/ いいえ	フォイル
2段階ラインナップ・ターゲットあり	.23	.37	.40
統制ラインナップ・ターゲットあり	.42	.19	.38
2段階ラインナップ・ターゲットなし	.22	.44	.34
統制ラインナップ・ターゲットなし	.35	.19	.46
単独面通し・ターゲットあり	.43	.57	
単独面通し・ターゲットなし	.50	.50	

注）IS: 無実の被疑者（innocent suspect）。

ラインナップ手続きにおいて比較判断の後に絶対判断を行うことの効果

$n=58$) $=3.92$, $p=.048$). 単独面通し・ターゲットなし条件 (.50) は, 2 段階ラインナップ・ターゲットなし条件との間には有意な差が見られなかったが ($\chi^2(1, n=56)=0.22$, ns), 統制ラインナップ・ターゲットなし条件より有意に低かった ($\chi^2(1, n=50)=5.27$, $p=.02$).

また, 危険な誤同定率は, 2 段階ラインナップ・ターゲットなし条件 (.22) と統制ラインナップ・ターゲットなし条件 (.35) の間に有意な差は見られなかった ($\chi^2(1, n=58)=1.17$, ns). 単独面通し・ターゲットなし条件 (.50) は, 2 段階ラインナップ・ターゲットなし条件より有意に高かったが ($\chi^2(1, n=56)=4.84$, $p=.03$), 統制ラインナップ・ターゲットなし条件との間には有意な差が見られなかった ($\chi^2(1, n=50)=1.21$, ns).

考察

本研究の目的は, 比較判断を行わせた後に絶対判断を行わせるという 2 段階ラインナップ手続きの正確性を, 通常のラインナップ手続きや単独面通し手続きとの比較によって検討することであった. 実験の結果, 正同定率に関しては手続きによる差が見られなかった. 一方誤同定率は, 2 段階ラインナップ条件の方が統制ラインナップ条件より低かった. 危険な誤同定率も, 2 段階ラインナップ条件の方が単独面通し条件より低かった. これらの結果を踏まえて, 比較判断の後に絶対判断を行わせることの効果について論じる.

統制ラインナップ・ターゲットなし条件の誤同定率は, 単独面通し・ターゲットなし条件に比べて高かった. これは, 三浦・伊東 (2016) と一致する結果である. 通常のラインナップ手続きは比較判断がなされ絶対判断があまりなされないため, 誤同定率が上昇してしまうことが示唆される. 一方, 2 段階ラインナップ・ターゲットなし条件の誤同定率は, 統制ラインナップ・ターゲットなし条件より低かった. この結果は, ラインナップ手続きにおいて絶対段階を設けたことが, 通常のラインナップ手続

きより誤同定を減少させたことを意味している。2段階ラインナップ・ターゲットなし条件と単独面通し・ターゲットなし条件の間に有意差が見られなかったことも考慮すると、比較判断の後に絶対判断を行わせるという方法は、絶対判断を行っている単独面通し手続きと同程度の誤同定率が見込めるといえよう。

危険な誤同定率は、統制ラインナップ・ターゲットなし条件と単独面通し・ターゲットなし条件の間に有意差が見られなかった。この結果は、通常のラインナップ手続きの危険性は単独面通し手続きと異ならないという Steblay et al. (2003) と一致する。しかし、2段階ラインナップ・ターゲットなし条件の危険な誤同定率は、単独面通し・ターゲットなし条件より低かった。この結果は、比較段階の後に絶対段階を設けることが冤罪の減少に繋がる可能性を示している。正同定率に関しては各手続き間に有意差が見られなかったことも考慮すると、本研究で用いた2段階ラインナップ手続きは、従来のラインナップ手続きや単独面通し手続きに比べて優れたものであるといえよう。

2段階ラインナップ手続きは司法現場への応用可能性が高いことが特徴である。人物同定手続きに関しては国内外で様々な提言がなされているが、実務運用上のコストが高いものも多い。例えば、イギリスのガイドラインでは写真による人物同定は12名以上の写真を用意することが規定されており（大出，1997）、日本のガイドライン案ではフォイルは年齢、身長、全体の外見および生活状況が可能な限り類似した8名から構成されることが推奨されている（田淵，2001）。これらに比べると、本研究における2段階ラインナップ手続きは、通常のラインナップ手続きにおける人物同定の前に比較段階を挿入するのみであるため、運用上のコスト増が極めて少ない。刑事捜査で運用するにあたっての実務上の障壁が低い方法であるといえよう。

本研究は、比較判断を行った後に絶対判断を行うことで、人物同定にお

ける誤同定率が減少することを示した。しかし、比較判断が行われるのは人物同定時に限ったことではない。そのため、人物同定以外の多肢選択場面においても、本研究と同様の方法を用いれば、比較判断のみで選択してしまう率を減少できる可能性がある。例えば、商品購買の意思決定場面では、2つの属性が一長一短である商品 A と商品 B の選択場面に、商品 B より 2 属性とも優れていない商品 C（商品 A と比較すると一長一短）を加えると、A と B のみの場合に比べて B の選択率が上昇するという魅力効果が知られている¹（Huber, Payne, & Puto, 1982）。魅力効果は、「おとり」の選択肢（C）を用意することが、特定の商品（B）の購買率を上昇させることを示している。この選択場面において、選択肢 B と C の間では比較判断がなされていると考えられる。比較判断によって購買率が上昇するのであれば、本研究のように比較判断の後に絶対判断を行わせれば（例えば、「その商品は必要ですか」と訊く段階を設ける）、購買率の上昇を防げるかもしれない。つまり、おとりに操られた売り手本位の買い物を防ぐことができるかもしれない。

本研究における問題点と今後の課題を挙げる。まず、単独面通し・ターゲットあり条件の正同定率（.43）がチャンスレベルを下回っていた。本研究で検討された目撃事態は、人物同定の難易度が高い場合を模していたということになる。人物同定の難易度は目撃時の環境条件や同定までの遅延時間の長さなど様々な変数の影響を受けるものであり、難易度が比較的低い場合も存在する。難易度が異なれば 2 段階ラインナップ手続きの効果も異なる可能性があるため、より難易度の低い条件でのさらなる研究が期待される。これに類して、2 段階ラインナップ・ターゲットあり条件の正同定率（.23）が低かったことも問題である。実務場面においては、事件

¹ 例えば、10 万円で CPU が 3 GHz のコンピュータ A と、15 万円で CPU が 4 GHz のコンピュータ B の選択場面に、18 万円で CPU が 3.5 GHz のコンピュータ C を加えると、コンピュータ B の選択率が上昇する。

の解決に繋がる可能性のある正同定率が高いことが当然望まれる。本研究においては各手続きの間の正同定率に有意差は見られなかったが、2段階ラインナップ手続きが誤同定率とともに正同定率も低下させる性質を有しているのだとすれば、改善が必要である。この点に関しても人物同定の難易度が高かったことに起因している可能性があるため、難易度の低い条件での研究が待たれる。

本研究結果から、比較判断の後に絶対判断を行うという方法は、正同定率は増加させないが誤同定率を減少させることが示唆された。そのため、この方法は信号検出理論（詳しくは、Macmillan & Creelman, 1991）における雑音を正しく棄却するより、信号を正しく検出することが重視される事態においては、望ましい方法ではないかもしれない。逆に、雑音を正しく棄却することが重要である事態においては効果的な方法であるといえよう。司法場面における人物同定は、まさに後者のような事態である。司法現場においては、冒頭で述べたように、信号の正しい検出である正同定が導く犯罪者への有罪判決の増加より、雑音の非棄却である誤同定が導く冤罪を避けなければならない。このような事情に鑑みると、本研究の2段階ラインナップ手続きは司法現場にフィットする可能性がある方法であるといえよう。今後、研究知見が積み重ねられ、司法現場において人物同定における誤同定の減少、ひいては冤罪の漸減が実現することが期待される。

引用文献

- Beal, C. R., Schmitt, K. L., & Dekle, D. J. (1995). Eyewitness identification of children: Effects of absolute judgments, nonverbal response options, and event encoding. *Law and Human Behavior*, 19, 197-216.
- Clark, S. E., Erickson, M. A., & Breneman, J. (2011). Probative value of absolute and relative judgments in eyewitness identification. *Law and Human Behavior*, 35, 364-380.
- Dekle, D. J. (2006). Viewing composite sketches: Lineups and showups compared.

- Applied Cognitive Psychology*, 20, 383-395.
- Dekle, D. J., Beal, C. R., Elliott, R., & Huneycutt, D. (1996). Children as witnesses: A comparison of lineup versus showup identification methods. *Applied Cognitive Psychology*, 10, 1-12.
- Gonzalez, R., Ellsworth, P. C., & Pembroke, M. (1993). Response biases in lineups and showups. *Journal of Personality and Social Psychology*, 64, 525-537.
- Greathouse, S. M., & Kovera, M. B. (2009). Instruction bias and lineup presentation moderate the effects of administrator knowledge on eyewitness identification. *Law and Human Behavior*, 33, 70-82.
- Huber, J., Payne, J. W., & Puto, C. (1982). Adding asymmetrically dominated alternatives: Violations of regularity and the similarity hypothesis. *Journal of Consumer Research*, 9, 90-98.
- Innocence Project (2019). Innocence Project. Innocence Project. Retrieved from <http://www.innocenceproject.org/> (November 24, 2019.)
- Kassin, S. M., Tubb, V. A., Hosch, H. M., & Memon, A. (2001). On the "general acceptance" of eyewitness testimony research: A new survey of the experts. *American Psychologist*, 56, 405-416.
- Lindsay, R. C. L., Pozzulo, J. D., Craig, W., Lee, K., & Corber, S. (1997). Simultaneous lineups, sequential lineups, and showups: Eyewitness identification decisions of adults and children. *Law and Human Behavior*, 21, 391-404.
- Macmillan, N. A., & Creelman, C. D. (1991). *Detection theory: A user's Guide*. New York, NY: Cambridge University Press.
- 三浦大志・伊東裕司 (2016). 暗示が目撃者の人物同定に与える影響——単独面通しとラインナップ手続きの比較—— 心理学研究, 87, 32-39.
- 大出良知 (1997). イギリスにおける証人による「犯人」識別の実際 季刊刑事弁護, 11, 90-99.
- Ramsey, R. J., & Frank, J. (2007). Wrongful conviction: Perceptions of criminal justice professionals regarding the frequency of wrongful conviction and the extent of system errors. *Crime & Delinquency*, 53, 436-470.
- Stebly, N., Dysart, J., Fulero, S., & Lindsay, R. C. L. (2003). Eyewitness accuracy rates in police showup and lineup presentations: A meta-analytic comparison. *Law and Human Behavior*, 27, 523-540.
- Stebly, N. K., Dysart, J. E., & Wells, G. L. (2011). Seventy-two tests of the sequential lineup superiority effect: A meta-analysis and policy discussion.

Psychology, Public Policy, and Law, 17, 99-139.

田淵浩二 (2001). 犯罪捜査における単独面通しの禁止 法と心理, 1, 67-79.

Wells, G. L. (1984). The psychology of lineup identifications. *Journal of Applied Social Psychology*, 14, 89-103.

Wells, G. L., Small, M., Penrod, S., Malpass, R. S., Fulero, S. M., & Brimacombe, C. A. E. (1998). Eyewitness identification procedures: Recommendations for lineups and photospreads. *Law and Human Behavior*, 22, 603-647.

Yarmey, A. D., Yarmey, A. L., & Yarmey, M. J. (1994). Face and voice identifications in showups and lineups. *Applied Cognitive Psychology*, 8, 453-464.

Yarmey, A. D., Yarmey, M. J., & Yarmey, A. L. (1996). Accuracy of eyewitness identifications in showups and lineups. *Law and Human Behavior*, 20, 459-477.